

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税等関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について

平成27年12月28日

告示第476号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。)に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する手続に係る個人番号利用事務実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。)が適当と認める書類、財務大臣等(規則第2条第4項に規定する財務大臣等をいう。)が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法(以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。)を、以下のとおり定め、平成28年1月1日から適用する。

別表第1欄に掲げる規定の同表第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同表第3欄に掲げるとおり定める。

(一部改正〔令和2年告示204号・6年131号〕)

別表

(一部改正〔平成29年告示548号・576号・令和2年204号・3年361号・4年14号・6年131号〕)

第1欄	第2欄	第3欄
規則第1条 第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「令」	税理士法施行規則(昭和26年大蔵省令第55号)第12条に規定する税理士証票(提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。)
		本人の写真の表示のある身分証明書等(学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限

	という。)第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	る。以下「写真付身分証明書等」という。)
		戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。)
		規則第2条第1項に規定する個人番号利用事務等実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの(提示時において有効なものに限る。)
		個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類
規則第2条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(法第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6月以内のものに限る。)
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第10号)第2条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定す

		る個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）
規則第2条 第3項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。） 地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。） 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。） 地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）
規則第2条 第4項第5号	過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項

	該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であつて財務大臣等が適当と認める事項等	
規則第2条第5項	本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限る。)、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項
規則第2条第6項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であつて、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第2条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。)が明らかな場合 所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であつて、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合 過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合
規則第3条	官公署又は個人番号利用事	個人番号カード

第2号ロ	務等実施者から発行され、又	還付された個人番号カード
	は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。)	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。）であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6月以内のものに限る。）
	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法（以下「個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信」という。）
規則第3条 第2号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	地方税手続電子証明書（相模原市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱（平成19年1月9日施行。以下「オンライン化要綱」という。）第5条第2項に規定する電子証明書（相模原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成17年相模原市規則第54号）第5条第3項に規定する署名用電子証明書を除く。）をいう。）及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名（オンライン化要綱第5条第2項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）。

		民間電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（個人識別事項の記録のあるものに限る。）をいう。）及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。）。 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること。 個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法
規則第6条 第1項第3 号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。） 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）
規則第7条	官公署から発行され、又は発	税理士証票

第1項第2号	給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真付身分証明書等 写真付公的書類 個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
規則第7条第2項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。）
		地方税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。）及び社員証等
規則第9条第1項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等 写真なし公的書類

	れに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	本人交付用税務書類
規則第9条 第3項	本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項
規則第9条 第4項	令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合
		扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
		過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
		代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
規則第9条 第5項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書

	人番号利用事務実施者が適 当と認めるもの(本人の個人 番号及び個人識別事項の記 載があるものに限る。)	(提示時において作成した日から6月以内のものに 限る。) 還付された個人番号カード
規則第10 条第1号	本人及び代理人の個人識別 事項並びに本人の代理人と して個人番号の提供を行う ことを証明する情報の送信 を受けることその他の個人 番号利用事務実施者が適当 と認める方法	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人 として個人番号の提供を行うことを証明する情報の 送信を受けること。
		オンライン化要綱第5条第3項の規定に基づき本人 に通知した識別符号を入力して、当該提供に係る情 報の送信を受けること。
規則第10 条第2号	代理人に係る署名用電子証 明書(電子署名等に係る地方 公共団体情報システム機構 の認証業務に関する法律(平 成14年法律第153号。以下 「公的個人認証法」という。) 第3条第1項に規定する署名 用電子証明書をいう。)及び 当該署名用電子証明書によ り確認される電子署名が行 われた当該提供に係る情報 の送信を受けることその他 の個人番号利用事務実施者 が適当と認める方法	代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子 証明書により確認される電子署名が行われた当該提 供に係る情報の送信を受けること(公的個人認証法 第17条第4項に規定する署名検証者又は同条第5項 に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場 合に限る。))。
		代理人に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税 手続電子証明書により確認される電子署名が行われ た当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番 号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。))。
		代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明 書により確認される電子署名が行われた当該提供に 係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実 施者が提供を受ける場合に限る。))。
		代理人が法人である場合には、商業登記法(昭和38 年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に 基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子 証明書により確認される電子署名が行われた当該提 供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事 務実施者が提供を受ける場合に限る。))。

		個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で代理人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法
		個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から代理人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること。
		本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（登記事項証明書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）。
		本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る地方税等の領収証書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（法人に係る地方税等の

		領収証書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）。)
		本人の代理人（当該代理人が税理士法第48条の2に規定する税理士法人又は同法第51条第3項の規定により通知している弁護士法人（以下「税理士法人等」という。）の場合に限る。）に所属する税理士又は同法第51条第1項の規定により通知している弁護士（以下「税理士等」という。）から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、オンライン化要綱第5条第3項の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）
		本人の代理人（当該代理人が税理士法人等の場合に限る。）に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、オンライン化要綱第5条第3項の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（税理士法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）
規則第10条第3号ロ	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適	本人の個人番号カード
		本人の還付された個人番号カード
		本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの

	当と認めるもの(本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で、本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6月以内のものに限る。)
	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること。

改正文(平成29年12月11日告示第548号抄)

平成30年1月1日から適用する。

改正文(平成29年12月28日告示第576号抄)

平成30年1月1日から適用する。

附 則(令和2年5月22日告示第204号抄)

令和2年5月25日から適用する。

改正文(令和3年9月7日告示第361号抄)

公表の日から適用する。

改正文(令和4年1月14日告示第14号抄)

令和4年1月11日から適用する。

改正文(令和4年3月31日告示第112号抄)

令和4年4月1日から適用する。

改正文(令和6年3月29日告示第131号抄)

令和6年4月1日から適用する。

改正文(令和7年6月2日告示第266号抄)

令和7年6月2日から適用する。